

南部町文化・スポーツ合宿補助金の手引き

概要

文化・スポーツ活動における強化練習や町内団体等との交流試合などを目的とする合宿を南部町内で行い、指定された宿泊施設に1泊以上宿泊する団体に対して補助金を交付します。

補助対象者

小学校・中学校・高等学校・大学などの児童・生徒及び学生並びに監督・指導者・マネージャー

補助対象内容

- 1 文化・スポーツ活動における強化練習や町内団体等との交流試合などを目的とする合宿であること。
- 2 南部町内にある文化施設・スポーツ施設の利用をはじめ、町内に限る活動とし、本事業の指定する宿泊施設に宿泊すること。
- 3 1回の合宿における人数は原則10名以上であること。
上記の要件に該当する合宿であっても、次の要件のいずれかに該当する場合は、補助金の対象となりません。
(1) 公式試合、イベント等に参加出場する目的のみの場合
(2) 他の地方公共団体等から合宿補助金を受けている場合
※ その他、適当でないと判断されるものは、補助金の対象とならない場合があります。

補助金の額

- 1 宿泊に対する補助
延べ宿泊人数×1,500円と宿泊に要する額のいずれか低い額
※ 宿泊に要する額とは、宿泊費・宿泊施設使用料・宿泊用具等
1団体単年度当たり15万円を上限とします。
- 2 文化・スポーツ施設利用に対する補助
利用時間×1,500円
1団体単年度当たり3万円を上限とします。

申請手順

申請書の様式は、南部町ホームページ (<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp>) からダウンロードできます。また、提出先の南部町名川 B & G 海洋センター窓口にも用意しています。
〈ダウンロードの方法〉

■ 南部町トップページ > スポーツ > 「南部町文化・スポーツ合宿補助金」

1 補助金交付申請書の提出

- 合宿開催日の 30 日前までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 南部町文化・スポーツ合宿補助金交付申請書 (様式第 1 号)
 - (2) 添付書類 1 「合宿計画書」「収支予算書」
 - (3) 添付書類 2 「合宿参加者名簿」
- 提出書類を審査し、補助金の交付が決まった場合、南部町文化・スポーツ合宿補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) を送付します。
- ★ 宿泊日数や開催内容 (日程等) が変更・中止になる場合は、南部町文化・スポーツ合宿補助金変更・中止承認申請書 (様式第 3 号) を提出してください。

2 宿泊施設及び文化・スポーツ施設への支払い

- 補助金額を差し引いた料金を、宿泊施設及び文化・スポーツ施設にお支払いください。

3 実績報告書及びアンケートの提出

合宿終了後 15 日以内に次の書類を提出してください。

- (1) 南部町文化・スポーツ合宿補助事業実績報告書 (様式第 4 号)
- (2) その他、必要とされる書類 (活動写真など)
- (3) 利用団体アンケート

提出書類を審査後、補助金の交付額が確定した場合、南部町文化・スポーツ合宿補助金交付額確定通知書 (様式第 5 号) を送付します。

4 補助金の請求

補助金交付額確定後、速やかに南部町文化・スポーツ合宿補助金請求書 (様式第 6 号) を提出してください。

※ 補助金は宿泊施設及び文化・スポーツ施設に支払います。

5 注意事項

条件に違反、又は指示に従わなかった場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還等を命じる場合があります。

遅滞なく書類の提出ができるよう、余裕を持ったスケジュールでご準備ください。

書類の提出・お問合わせ先 南部町名川 B&G 海洋センター TEL 0178-76-3310